

椿賞

多年にわたり民生委員・児童委員を務められ、市政の発展と市民福祉の向上に多大な貢献をされたことが認められ、受賞されました。おめでとうございます。



あり た こうぞう
有田 耕三さん



き みなみ あさこ
木南 朝子さん



いわたに とし こ
岩谷 敏子さん



もとにし まさはる
元西 雅晴さん



かんと う ひさはる
神頭 寿治さん



みなと さなえさん

コスモス賞

人命救助に貢献された功績が認められ、受賞されました。おめでとうございます。



なかもと あつ し
中本 篤史さん



深田サルベージ建設株式会社 大阪支社

平成 28 年から定期的な善意銀行への寄附により受賞されました。おめでとうございます。



ほんまち商店街振興組合



なんじよう まこと
南條 誠さん

市指定ごみ袋に関する市民の皆さまへのお願い

問 環境課管理係

☎ 23 7131

昨今の中東情勢の影響を受け、報道等により一部地域において市指定のごみ袋の品切れや品薄状態が報じられており、供給についてのお問い合わせが寄せられています。

本市の指定袋は想定される年度内の消費量相当分の確保はできております。

一方で、過度な買いだめが生じると、一時的に各小売店の在庫が不足してしまい、必要な方に指定袋が行き渡らなくなる恐れがあります。

市民の皆さまにおかれましては、過度な購入はお控えいただくとともに不確かな情報などに惑わされることなく、冷静な行動にご協力をお願いいたします。

熱中症対策にご活用ください

問 環境課環境政策係

☎ 23 7131

近年続く厳しい暑さにより、「熱中症」による健康被害が深刻化している中で、環境省と気象庁は効果的な熱中症対策の情報発信の一つとして、「熱中症警戒アラート」を発表しています。

また、環境省では、「熱中症予防情報サイト」を公開しており、毎日暑さ指数（WBGT）の公表や翌日の警戒アラートについて公開しております。また、メールや公式 LINE などによる情報提供サービスも行っていますので、迅速に情報を得る手段として活用し、十分な熱中症対策を行いましょう。

【環境省熱中症予防サイト】

https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

【環境省公式 LINE】



高齢者の相談をお受けします

まずはお気軽に相談を！

～ 地域包括支援センター・在宅介護支援センター～

問 地域包括支援センター

☎ 23 7260

いつも出来ていたことがちょっと出来にくくなってきて不安がある・・・そのような悩みはありませんか。本人や家族の希望、心身の状態を確認しながら、どのようなサービス利用が適切なのか、身近な地域の活動への参加などにも目を向けながら、住み慣れた地域で元気に過ごせる生活を一緒に考えていきます。

高齢者のサービスには 65 歳以上なら誰もが対象のいきいき百歳体操やフレイル予防講座などの一般介護予防事業、基本チェックリストによる判定で受けられる介護予防・生活支援サービス（通所型、訪問型サービスのみのみ）、主治医の意見書や認定調査が必要な介護認定によるサービスなどがあります。様々なサービスや資源の中から住み慣れたまちで安心して暮らしていくために必要な援助・支援を行います。

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。サービスの相談以外にも生活する中での悩みや困り事などがあれば、お気軽にご相談ください。

また、相生市では、身近な場所で高齢者やそのご家族のみなさんの福祉・介護に関する様々な相談ができる在宅介護支援センターを市内の介護保険事業所 4 か所に委託しています。高齢者の総合相談窓口である、地域包括支援センターと連携・協力しながら、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を続けていただけるよう支援します。

お住まいの地区のセンターにお気軽にご相談ください。

担当地区	名称	住所	電話番号
中央小校区	相生市地域包括支援センター	旭 1 丁目 6-28	23-7260
相生小校区	こすもす倶楽部 在宅介護支援センター	野瀬 1375-1	24-0500
那波小校区 青葉台小校区	在宅介護支援センター クリオ	山崎町 226-1	22-4353
双葉小校区	リリーライフ 在宅介護支援センター	双葉 3 丁目 4-18	24-0370
若狭野小校区 矢野小校区	グリーンハウス 在宅介護支援センター	若狭野町 雨内 800-146	28-1756

令和 8 年度国民健康保険税率が決定しました

令和 8 年度より、「子ども・子育て支援納付金」の徴収が開始されます。「子ども・子育て支援金制度」は、全世帯から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。本年度は、「子ども・子育て支援納付金」を加えた所得割額、均等割額、平等割額、18 歳以上均等割額および賦課限度額について次のとおり改定を行います。

●保険税率等 Ⅱ 内は前年比

	所得割率 (世帯の加入者の 前年中の所得 ※1に応じたもの)	均等割額 (世帯の加入者数 に応じたもの)	平等割額 (1 世帯ごとに かかるもの)	18 歳以上均等割額 (18 歳以上の加入者 数に応じたもの)	賦課限度額 (負担額の上限)
医療給付費分	7.20%	31,500 円 【+ 1,500 円】	20,600 円 【+ 600 円】		67 万円 【+ 1 万円】
後期高齢者支援金等分	2.78%	12,800 円 【+ 800 円】	8,300 円 【+ 400 円】		26 万円
介護納付金分	2.56%	13,300 円 【+ 800 円】	6,700 円 【+ 300 円】		17 万円
子ども・子育て支援 納付金分※ 2	0.29% 【0.29%】	1,300 円 【+ 1,300 円】	900 円 【+ 900 円】	100 円 【+ 100 円】	3 万円 【+ 3 万円】
合 計	12.83% 【+ 0.29%】	54,500 円 【+ 4,400 円】	36,500 円 【+ 2,200 円】	100 円 【+ 100 円】	113 万円 【+ 4 万円】

※ 1 世帯に属する被保険者にかかる総所得金額などから市民税の基礎控除を控除した額

※ 2 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である人については、均等割額が全額軽減されます。

★未申告の場合、軽減措置が受けられない場合があります。

★医療費の増大が保険税率などの算定に関わるため、年に 1 度は健康診査を受けましょう。

★保険税の納付を口座振替にすれば便利です。

国民健康保険資格確認書等が更新されます！

国民健康保険資格確認書等が、8 月 1 日から新しくなります。マイナンバーカードをお持ちでない人またはマイナンバーカードをお持ちで保険証の利用登録をしていない人には、資格確認書が交付されます。マイナ保険証の利用登録をしている人は、資格情報のお知らせが交付されます。(70 歳未満の人の資格情報のお知らせには、有効期限がないため、すでにお持ちの人には交付されません。)

・マイナンバーカードを持っていない
・マイナンバーカードを持っているが
保険証の利用登録をしていない

資格確認書

7 月中旬から、世帯主
あてに郵送

マイナ保険証の利用登録をしている

資格情報のお知らせ

8 月 1 日以降の受診は、
新しい資格確認書を窓口
に提示するか、マイナ保
険証をご利用ください。

※令和 9 年 7 月 31 日までに 75 歳になる人は、誕生日から後期高齢者医療制度に移行します。後期高齢者医療資格確認書および資格情報のお知らせは、国民健康保険資格確認書および資格情報のお知らせの有効期限が切れるまでに、市より送付します。(手続きは不要です。)

●国民健康保険の切替 退職後や就職により、保険が変更となった場合には、届出が必要です。

●マイナ保険証の利用 マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなしで一医療機関での高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるなどのメリットがあります。

国民年金保険料免除制度をご利用ください

問 市民課医療年金係

☎ 7167

●申請免除制度

所得の減少や失業などの理由で保険料の納付が困難な場合、申請すると、保険料の全額または一部が免除される場合があります。

■ 対象 本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合や失業などの理由がある人

●納付猶予制度

50歳未満の人を対象に保険料の納付期間を猶予します。年金受給の資格期間には入りますが、10年以内に納めなければ受給額には反映されません。

■ 対象 50歳未満の本人、配偶者が全額免除の対象者である人

■ 申請に必要なもの

①基礎年金番号が分かるもの

②失業などの理由によるときは「雇用保険受給資格者証の写し」、「離職票」など

③顔写真付き本人確認証

免除期間は令和8年7月から令和9年6月です。

(※過去期間は申請書が受理された月から2年1か月前まで)

※令和7年度全額免除または納付猶予承認の人で、継続を希望した人は申請不要

後期高齢者医療制度にかかる 新しい資格確認書等を送付します

問 市民課医療年金係

☎ 7167

年齢やマイナンバーカードの保険証利用登録状況によって送付物が異なります。

【84歳以下の人】マイナンバーカードの保険証利用登録（マイナ保険証）をしている人には、「資格情報のお知らせ」（ご自身の資格情報を簡易的に把握できるもの）を送付します。医療機関等で受診される際には、マイナ保険証をご利用ください。

マイナンバーカードを持っていない・保険証利用登録をしていない人には、「資格確認書」を送付します。

※マイナ保険証をお持ちであっても、マイナ保険証での受診が困難な方については、申請により「資格確認書」を交付します。

【85歳以上の人】「資格確認書」を送付します。医療機関を受診される際には、マイナ保険証または資格確認書をご利用ください。

■自己負担限度額区分・特定疾病区分の併記

マイナ保険証利用によるオンライン資格確認を受けるか、「自己負担限度額区分・特定疾病区分を併記した資格確認書」を提示することで、医療機関ごとに1か月間に支払う自己負担額が、外来・入院ともに区分に応じた限度額までとなります。（柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く）

現在、自己負担限度額区分・特定疾病区分を併記した資格確認書を持ち、8月以降も引き続き対象の人には、7月中旬に新しい限度区分を併記した資格確認書を送付します。8月以降も資格確認書を使用する人で新たに限度区分の記載を希望する場合は、市民課医療年金係に申請してください。

※令和6年12月2日以降は、新たに被保険者証および限度額認定証などは発行できなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

後期高齢者医療保険料額が決定しました

問 市民課医療年金係

☎ 7167

7月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。
後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりに保険料をお支払いいただきます。

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されました。

「子ども・子育て支援金制度」とは、少子化対策の抜本的強化のため、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、医療保険の保険料と併せて賦課・徴収することにより、支援金を拠出する制度で、令和8年度から後期高齢者医療制度を含む全保険者が拠出することとされています。

そのため、後期高齢者医療制度においても、令和8年度から従来の医療分に加えて、新たに「子ども・子育て支援（納付）金」が保険料に加わります。

●保険料の計算方法

【医療分】

①均等割額
被保険者
1人あたり
(58,427円)

+

②所得割額
(総所得金額等※1
－基礎控除額43万円※2)
×所得割率10.77%

=

③(①+②)
年保険料額
賦課限度額
85万円

【子ども分】

④均等割額
被保険者
1人あたり
(1,351円)

+

⑤所得割額
(総所得金額等※1
－基礎控除額43万円※2)
×所得割率0.24%

=

⑥(④+⑤)
年保険料額
賦課限度額
2万1千円

③+⑥
合計
年保険料額
賦課限度額
87万1千円

- ※1 総所得金額等とは収入額から控除額（公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含みません）を引いた金額です。
- ※2 合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その金額に応じて段階的に基礎控除額が減少します。

●保険料のお支払い方法

令和8年度の保険料のお支払いは、以下の2通りとなります。

①年金からのお支払い【特別徴収】

特にお手続きいただく必要はありません。また、口座振替によるお支払いに変更することができます。
詳しくは市民課医療年金係にご相談ください。

②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

7月から翌年3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方が対象です。

●所得の低い人の軽減

以下の人は、令和7年（令和7年1月～12月）中の所得に応じて令和8年度の保険料が軽減されます。

総所得金額等（被保険者全員＋世帯主）が次の基準額以下の世帯	軽減割合（軽減後の均等割額：年額）		
基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者数－1）	医療分	7.2割	16,359円
	子ども分	7割	405円
基礎控除額（43万円）＋31万円×被保険者数 ＋10万円×（年金・給与所得者数－1）	医療分	5割	29,213円
	子ども分		675円
基礎控除額（43万円）＋57万円×被保険者数 ＋10万円×（年金・給与所得者数－1）	医療分	2割	46,741円
	子ども分		1,080円

「非核平和展」を開催します

問 総務課総務係

☎ 23 7126

原爆の惨禍を繰り返さないよう、原爆の被害を正しく伝え、市民の皆さんに「平和の尊さ」について考えていただくため、「非核平和展」を開催します。

開催期間中は、被害の様子を写した写真パネルや平和の絵本、アニメなどを広島平和記念資料館および長崎原爆資料館からお借りし展示するほか、相生市内小中学校の児童生徒によって描かれた「非核平和を訴える児童生徒の絵画・ポスター」を展示します。

日時 8月1日(土)～8月16日(日)
休館日(8月4日(火)・11日(火))を除く。

場所 扶桑電通なぎさホール1階



コスモストーク日程(7月22日～最終日分)

問 企画広報課秘書広報係

☎ 23 7123

地域での課題や政策課題などについて、皆さんの貴重なご意見をお聞かせください。

意見交換でのお願い

1人1項目ごと

全会場を通じて、1つの項目につき、お1人1回までの発言とさせていただきます。

次の参加者へ

別の項目について発言される場合は、他の参加者の発言が終わった後に再度お受けします。

用紙でも受付

当日発言しにくい場合や伝えきれなかったご意見は、アンケート用紙にご記入ください。

開催日・会場 下表のとおり

開催時間 いずれも19時から

開催日	対象地区	会場
7月22日(水)	青葉台小学校区(千尋町・佐方地区)	佐方福祉センター
7月23日(木)	相生小学校区(相生・野瀬・鰯浜・坪根地区)	扶桑電通なぎさホール
7月28日(火)	那波小学校区(那波・竜泉町地区)	生きがい交流センター
7月30日(木)	矢野小学校区(矢野町地区)	矢野公民館
7月31日(金)	若狭野小学校区(若狭野町地区)	若狭野多目的研修センター